

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和8年4月24日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
県南地方振興局	令和6年度	令和8年1月28日	阿部寿子	実地監査

イ 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
消防学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月13日	大場秀樹 渡辺仁	実地監査

ウ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津児童相談所	令和6年度 令和7年度	令和8年1月23日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
総合療育センター	令和6年度 令和7年度	令和8年2月10日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
大笹生学園	令和6年度 令和7年度	令和8年2月13日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
福島学園	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査

エ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー 会津	令和6年度 令和7年度	令和8年2月12日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
計量検定所	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

オ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産海洋研究センター	令和6年度 令和7年度	令和8年1月19日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査

カ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南建設事務所	令和6年度	令和8年1月21日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
県北建設事務所	令和6年度	令和8年1月30日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査

キ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
いわき光洋高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月19日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
磐城高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月20日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
磐城桜が丘高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月20日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
光南高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月21日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
白河旭高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月22日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
小野高等学校	令和7年度	令和8年1月22日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
葵高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月23日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
猪苗代高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月27日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
西郷支援学校	令和6年度 令和7年度	令和8年1月28日	阿部寿子		実地監査
橘高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
福島商業高等学	令和6年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査

校	令和7年度 令和6年度 令和7年度				
福島北高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
福島東高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
福島南高等学校・ ふくしま新世高 等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
安積黎明高等学 校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
郡山商業高等学 校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
田村高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
四倉高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
あさか開成高等 学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
郡山支援学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
会津支援学校・ 聴覚支援学校会 津校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
猪苗代支援学校	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

ク 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
猪苗代警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年1月27日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
福島警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年1月30日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
会津若松警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年2月12日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
会津坂下警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
南相馬警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年2月26日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査

(2) 技術監査

ア 総務部

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部 郡山合同庁舎整 備工事	令和7年度	令和8年2月10日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査

イ 農林水産部

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南農林事務所 用排水施設整備 業務設計「明治 堀地区」	令和7年度	令和8年2月26日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

(1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)

- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南地方振興局	・ 公用車1台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

イ 危機管理部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 保健福祉部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 商工労働部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
計量検定所	・ 公用車の売却代金について、歳入科目を誤って収入調定している。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

カ 土木部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南建設事務所	・ 公用車3台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

キ 教育委員会

監査した結果、次の2件の指摘事項、3件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島東高等学校	<p>・内部統制が有効に機能しておらず、職員手当及び報償費等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、特殊勤務手当において支給の過不足が生じているものや、報償費等の支払が遅延しているものがある。</p> <p>1 特殊勤務手当 令和6年度に教育業務連絡指導手当の未払いが判明していたにもかかわらず、令和8年1月22日の調査日時点で支給されていない。 また、令和5年度及び令和6年度の教員15名分の教育業務連絡指導手当等について、勤務日数算定誤り等により過支給又は不足支給となっているものがある。</p> <p>令和5年度 正当支給額 293,500円 既支給額 299,100円 過支給額 5,600円 2名分 正当支給額 1,231,100円 既支給額 1,176,100円 不足額 55,000円 5名分</p> <p>令和6年度 正当支給額 591,100円 既支給額 599,100円 過支給額 8,000円 2名分 正当支給額 1,152,200円 既支給額 1,126,500円 不足額 25,700円 6名分</p> <p>2 報償費等 (1) 令和6年度進路講演会に係る講師1名分の報償費及び講師2名分の旅費について、講演会終了後、速やかに支払うべきところ、4か月以上経過して支払っている。 実施日 令和6年6月12日、同年12月4日 支払日 令和7年3月14日、同年4月23日 報償費額 9,300円 旅費額 13,800円</p> <p>(2) 令和6年度健康科学講座に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、9か月以上経過して支払っている。 実施日 令和6年7月3日 支払日 令和7年4月22日 報償費額 18,600円 旅費額 200円</p> <p>(3) 令和6年度分野別講演会に係る講師2名分の報償費及び講師1名分の旅費について、講演会終了後、速やかに支払うべきところ、5か月以上経過して支払っている。 実施日 令和6年7月17日、同年11月7日 支払日 令和7年4月11日 報償費額 56,600円 旅費額 22,290円</p> <p>(4) 令和6年度総合探究「さまざまな職業人に聞く」講座に係る講師1名分の報償費及び講師2名分の旅</p>

	<p>費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、5か月以上経過して支払っている。</p> <p>実施日 令和6年9月18日、同年11月20日 支払日 令和7年4月11日、同月30日 報償費額 9,300円 旅費額 24,670円</p> <p>(5) 令和6年度3学年小論文講座に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、5か月以上経過して支払っている。</p> <p>実施日 令和6年9月18日、同年10月9日・16日 支払日 令和7年4月11日 報償費額 57,000円 旅費額 48,550円</p> <p>(是正又は改善の意見) 職員手当及び報償費等の支出に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織内の情報共有やチェック体制を強化すること。</p>
<p>会津支援学校</p>	<p>・扶助費の支給手続に著しく適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>特別支援教育就学奨励費について、支弁区分の決定に使用する課税情報を前年度のものを取り違えたため、過払い又は不足払いとなっているものがある。</p> <p>令和6年度 正当支給額 1,927,703円 既支給額 2,974,011円 過支給額 1,046,308円 20件 正当支給額 570,635円 既支給額 365,837円 不足額 204,798円 5件</p> <p>令和7年度 正当支給額 1,006,107円 既支給額 1,266,952円 過支給額 260,845円 9件 正当支給額 277,310円 既支給額 259,403円 不足額 17,097円 3件</p> <p>(是正又は改善の意見) 扶助費の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
<p>磐城桜が丘高等学校</p>	<p>・令和5年11月分電報料について、口座振替期日までに指定の口座に振り込むべきところ、職員が支払手続を失念し、私費を入金した。 また、組織内のチェック体制が不十分であり、令和6年7月まで当該事案が把握されなかった。</p>
<p>葵高等学校</p>	<p>・教職員研修に係る講師1名分の報償費及び旅費について、研修終了後、速やかに支払うべきところ、4か月以上経過して支払っている。</p>
<p>福島南高等学校</p>	<p>・学校施設管理業務委託において、予定価格が100万円を超えるため、一般競争入札を行うべきところ、随意契約により締結している。</p>

(ウ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ク 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

ア 総務部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

イ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった委託の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により令和7年度に実施した財政支援団体等に係る監査の結果は、次のとおりです。

令和8年4月24日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

1 監査の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財政支援団体等監査

3 監査等の着眼点

(1) 出資等団体（公立大学法人を含む。）

ア 出資等の目的に沿って適正かつ経済的・効率的・効果的に運営されているか。

イ 組織運営、会計処理、財産管理等が適正に行われているか。

(2) 補助・貸付団体等

ア 補助事業等が、補助金交付等の目的に沿って適正かつ経済的・効率的・効果的に実施されているか。

イ 補助金等に係る会計が適正に処理されているか。

(3) 指定管理団体

ア 施設の管理業務が、指定管理に関する協定等に基づき適正かつ経済的・効率的・効果的に実施されているか。

イ 指定管理に係る会計が適正に処理されているか。

4 監査等の対象及び実施内容

対象団体	実施年月日 (実施方法)	監 査 の 対 象	担当監査委員
公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会	令和7年12月4日 (実地監査)	当協会の基本財産470,877,010円のうち180,000,000円の出捐及び特定資産10,771,000円のうち5,000,000円の出資 木材加工流通施設等復旧対策事業補助金等 140,108,820円	大場 秀樹 阿部 寿子
一般財団法人福島県電源地域振興財団	令和7年12月4日 (書面監査)	当財団の基本財産30,000,000円について全額出捐 一般財団法人福島県電源地域振	大場 秀樹 阿部 寿子

		興財団事業費補助金等 468,984,200円	
一般財団法人福島県いわき処分場保全センター	令和7年12月4日 (書面監査)	当財団の基本財産120,760,000円のうち40,000,000円の出捐 一般財団法人福島県いわき処分場保全センター運営費補助金 38,050,000円	大場 秀樹 阿部 寿子
公益財団法人福島県農業振興公社	令和7年12月4日 (書面監査)	当財団の基本財産51,000,000円のうち46,000,000円の出捐 農地集積・集約化等対策事業費補助金等 526,516,220円 農業振興公社運営資金貸付金等 22,986,040円 担い手支援資金の融通に関する損失補償 440,000円	大場 秀樹 阿部 寿子
福島県道路公社	令和7年12月4日 (書面監査)	当公社の基本財産790,000,000円について全額出資 管理運営資金(福島空港道路)貸付金 2,032,782,000円	大場 秀樹 阿部 寿子
社会福祉法人福島県社会福祉事業団	令和8年1月9日 (実地監査)	当事業団の基本財産10,000,000円について全額出捐 老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金等 468,034,039円 福島県太陽の国クリニック指定管理料等 457,996,000円	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益財団法人福島県スポーツ振興基金	令和8年1月14日 (書面監査)	当財団の基本財産2,000,000,000円について全額出捐	佐藤 政隆 渡辺 仁
福島県土地開発公社	令和8年1月14日 (書面監査)	当公社の基本財産250,860,000円について全額出資	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	令和8年1月14日 (書面監査)	当公社の基本財産31,500,000円のうち10,000,000円の出捐 森林整備補助金等 897,577,223円 ふくしま緑の森づくり公社事業資金貸付金等 35,409,862,891円 森林整備活性化資金借入金損失補償等 12,710,195,360円	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	令和8年1月14日 (書面監査)	当財団の基本財産220,000,000円について全額出捐 ふくしま県民の森利用料金減免補助事業補助金 4,711,890円 ふくしま県民の森指定管理料 53,275,000円	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益財団法人福島県文化振興財	令和8年1月16日	当財団の基本財産68,000,000円について全額出捐	大場 秀樹 阿部 寿子

団	(実地監査)	文化センター利用料金免除事業 補助金 4,006,334円 文化センター指定管理料等 647,582,977円	
公益財団法人福島県産業振興センター	令和8年1月16日 (実地監査)	当財団の基本財産1,462,427,437円のうち1,422,999,000円の出捐 経営支援プラザ等運営事業費補助金等 263,670,458円 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」貸付金等 61,838,403,834円 産業交流館指定管理料等 273,725,000円	大場 秀樹 阿部 寿子
公立大学法人福島県立医科大学	令和8年1月29日 (実地監査)	当大学の資本金52,888,723,757円について全額出資 公立大学法人運営費交付金 15,051,563,000円 医薬品研究開発拠点事業費補助金等 3,825,105,019円 公立大学法人長期貸付金 11,587,834,966円	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益財団法人福島県下水道公社	令和8年1月29日 (実地監査)	当財団の基本財産68,850,000円のうち34,500,000円の出捐	佐藤 政隆 渡辺 仁
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	令和8年2月3日 (実地監査)	当財団の基本財産30,000,000円について全額出捐 福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業費補助金等 724,658,355円 福島ロボットテストフィールド指定管理料等 788,503,815円	佐藤 政隆 阿部 寿子
公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会	令和8年2月3日 (書面監査)	当財団の基本財産200,000,000円について全額出捐 運営費補助金 5,522,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
公益財団法人ふくしま海洋科学館	令和8年2月3日 (書面監査)	当財団の基本財産150,000,000円について全額出捐 ふくしま海洋科学館利用料金免除事業補助金 41,112,000円 ふくしま海洋科学館指定管理料 571,609,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
会津鉄道株式会社	令和8年2月3日 (書面監査)	当会社の資本金1,500,000,000円のうち475,000,000円の出資 経営安定化補助金等 268,374,426円	大場 秀樹 渡辺 仁
阿武隈急行株式会社	令和8年2月3日 (書面監査)	当会社の資本金1,500,000,000円のうち420,000,000円の出資 緊急保全整備事業費等補助金等 260,888,000円 第三セクター鉄道貸付金 225,000,000円	佐藤 政隆 阿部 寿子

公益財団法人福島県観光物産交流協会	令和8年2月3日 (書面監査)	当財団の基本財産917,600,000円のうち500,000,000円の出損 公益財団法人福島県観光物産交流協会事業等補助金 49,286,000円 観光物産館指定管理料等 39,377,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
福島県コワーキングスペース協同組合	令和8年2月3日 (書面監査)	中小企業振興館指定管理料 24,132,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	令和8年2月3日 (書面監査)	当財団の基本財産3,300,000円のうち3,000,000円の出損 医療機器産業推進事業費補助金等 86,001,000円 ふくしま医療機器開発支援センター指定管理料 443,850,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会	令和8年2月3日 (書面監査)	「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会負担金 265,089,000円	大場 秀樹 渡辺 仁
太平ビルサービス株式会社郡山支店	令和8年2月3日 (書面監査)	県営住宅等(県中・県南地区)指定管理料等 348,629,500円	佐藤 政隆 阿部 寿子
公益財団法人福島県学術教育振興財団	令和8年2月3日 (書面監査)	当財団の基本財産1,021,000,000円について全額出損	佐藤 政隆 阿部 寿子
公立大学法人会津大学	令和8年2月5日 (実地監査)	当大学の資本金19,947,593,953円について全額出資 公立大学法人運営費交付金 3,729,617,000円 公立大学法人補助金等 289,975,450円	大場 秀樹 渡辺 仁
公益財団法人福島県スポーツ協会	令和8年2月5日 (書面監査)	当財団の基本財産236,229,029円のうち15,000,000円の出損 体育・スポーツ振興事業費補助金等 145,429,950円	佐藤 政隆 阿部 寿子
ふくしまICT利活用推進協議会	令和8年2月5日 (書面監査)	ICTアドバイザー市町村派遣事業負担金 68,186,370円	佐藤 政隆 阿部 寿子
チャレンジふくしま県民運動推進協議会	令和8年2月5日 (書面監査)	チャレンジふくしま県民運動推進事業負担金 29,660,274円	大場 秀樹 渡辺 仁
大ゴッホ展実行委員会	令和8年2月5日 (書面監査)	大ゴッホ展実行委員会負担金等 100,000,000円	佐藤 政隆 阿部 寿子
公益財団法人福	令和8年2月	当財団の基本財産625,412,468	大場 秀樹

福島国際交流協会	5日 (書面監査)	円のうち373,000,000円の出損 国際交流協会事業補助金 16,343,000円	渡辺 仁
福島県米消費拡大推進会議	令和8年2月5日 (書面監査)	農産振興事業補助金 24,319,399円	佐藤 政隆 阿部 寿子
公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	令和8年2月5日 (書面監査)	あづま総合運動公園指定管理料等 936,629,000円	佐藤 政隆 阿部 寿子
特定非営利活動法人循環型社会推進センター	令和8年2月5日 (書面監査)	県営住宅等(県北地区)指定管理料等 519,540,000円	佐藤 政隆 阿部 寿子

5 監査等の結果

- (1) 監査した結果、次の指摘事項1件、指導事項1件については是正・改善を求めた。
ア 指摘事項

対象団体	是正・改善を求めた事項
公益財団法人福島県学術教育振興財団	<p>・内部統制及び会計経理に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和6年度決算において、令和5年度決算で一般正味財産に計上していた1,041,252,646円のうち出捐金1,021,000,000円を指定正味財産に修正計上する会計処理に当たって、組織内でのチェック体制が機能しておらず、以下のとおり不適正な財務諸表を作成している。</p> <p>1 貸借対照表において、指定正味財産に出捐金を修正計上する際に、誤って本来一般正味財産として計上しておくべき額も併せて指定正味財産に計上している。また、当該修正に係る会計伝票を作成していない。</p> <p>2 1の誤りにより、正味財産増減計算書において、一般正味財産で増減計上すべき令和6年度の損益を全て指定正味財産で増減計上している。</p> <p>3 貸借対照表において、令和5年度期末一般正味財産に計上しておくべき1,041,252,646円を誤って指定正味財産に全て計上している。また、正味財産増減計算書においても同様に、令和5年度一般正味財産増減額に計上しておくべき額を指定正味財産増減額に全て計上している。</p> <p>(是正又は改善の意見) 会計経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>

イ 指導事項

対象団体	是正・改善を求めた事項
公益財団法人ふくしま海洋科学館	<p>・決算において、固定資産に計上すべき額を経常費用に計上している。</p>

- (2) 上記以外の団体については、監査した限りにおいて、財政支援等の目的に沿って組織運営、会計処理、財産管理等が適正に行われており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第12号

令和7年12月19日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年4月24日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 7財第2250-2号
 令和7年12月26日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹 様
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

福島県知事 内堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年11月12日付け7福監第412号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 総務部
- 監査対象年度 令和6年度
- 監査実施年月日 令和7年10月3日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 課税標準額の算定数値の確認が不十分だったことにより固定資産税を過大に算定しているものがある。</p> <p>「事実」 自治体甲から通知を受けた、令和5年度の事業者乙の大規模償却資産に係る県固定資産税額の算定に用いる課税標準額について、その算定基礎となる基準財政需要額の確認が不十分だったことから、固定資産税額を過大に算定し、事業者乙に納付させている。</p> <p>正当課税額 2,749,208,600円 誤課税額 2,851,045,400円 還付額 101,836,800円</p> <p>「是正又は改善の意見」 課税標準額の算定数値の確認に当たっては、チェック体制を強化すること。</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。 固定資産税の課税にあたり、税務課、市町村財政課及び自治体甲とともに課税標準額を算出しているが、その際に用いた基準財政需要額が普通交付税の再算定前の数値であったため、本来よりも過大に課税標準額を決定し、当該事案に至った。</p> <p>（処理状況） 令和7年9月25日 課税標準額を算出する際には総務省が公表している最新の基準財政需要額と数値を突合し、適正な課税標準額の決定を行うよう、税務課内で管理職員から課内職員に対し改めて注意喚起した。 また、市町村財政課及び自治体甲と情報共有し、「大規模償却資産に係る固定資産税額算出に対する注意事項」の更新を行うとともに、チェック体制を強化することで合意した。</p> <p>（今後の対応） 大規模償却資産に係る県固定資産税の課税業務については、以下のとおり対応する。 税務課担当は、「大規模償却資産に係る固定資産税額算出に対する注意事項」の更新を行い、基準財政需要額について、総務省の公表資料により確認を行うこと</p>

を明記する。また、関係する市町村財政課、自治体甲に当該注意事項を共有し、適正な基準財政需要額の数値確認を行うよう、注意喚起する。三者により作成した課税標準額の算出表は税務課上席者を含めた複数名によるチェックを徹底する。

- 2 監査対象機関 県北地方振興局
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年10月23日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																				
<p>「指摘事項」 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成29年7月27日から令和7年1月24日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>年 度</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>11,790円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>157,200円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>157,200円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>165,370円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>156,750円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>147,400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,132,310円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成29年度	11,790円	平成30年度	157,200円	令和元年度	157,200円	令和2年度	165,370円	令和3年度	168,300円	令和4年度	168,300円	令和5年度	156,750円	令和6年度	147,400円	計	1,132,310円	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> カーナビゲーションシステムの購入時や、管理換えによる他所属からの公用車受入れ時に、担当者及び管理職員がテレビ放送の受信の可否を十分に確認していなかった。 公用車の入れ替えがなかったため、テレビ等受信機設置状況調査には、誤認したまま変更がないものとして報告していた。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和7年3月24日 総務部総務課からの照会を受けて調査したところ、所有する公用車12台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることが判明した。 令和7年8月28日 公用車7台のカーナビゲーションシステムを撤去し受信契約を終了した。 令和7年8月29日 平成29年度から令和6年度までの受信料について、総務部総務課で支払を行った。 令和7年9月11日 公用車2台のカーナビゲーションシステムを撤去し受信契約を終了した。 令和7年10月9日 公用車3台のカーナビゲーションシステムを撤去し受信契約を終了した。 <p>(今後の対応) 今後の事務については、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> カーナビゲーションシステムを始めたとしたテレビ放送を受信できる媒体の導入に当たっては、受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できない仕様とする。 管理換えなどにより他所属から公用車を受け入れる場合、また、テレビ等受信機設置状況調査の際には、担当者及び管理職員の複数体制でテレビ放送の受信可否を十分に確認する。テレビ
年 度	金 額																				
平成29年度	11,790円																				
平成30年度	157,200円																				
令和元年度	157,200円																				
令和2年度	165,370円																				
令和3年度	168,300円																				
令和4年度	168,300円																				
令和5年度	156,750円																				
令和6年度	147,400円																				
計	1,132,310円																				

	<p>放送を受信できる場合は、受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できないよう撤去等の措置を講じる。</p> <p>3 テレビ放送を受信できる媒体を導入、又は受け入れる場合は、速やかに受信契約を行う。</p>
--	--

3 監査対象機関 危機管理部
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年10月8日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況																														
<p>「指摘事項」 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成25年3月6日から令和6年1月10日までに公用車18台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">年 度</td> <td style="text-align: right;">金 額</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: right;">2,550円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: right;">40,800円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: right;">157,200円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">159,820円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td style="text-align: right;">189,950円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">204,360円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">209,600円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">224,010円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">232,650円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">229,500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">243,525円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">244,450円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: right;">237,600円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,376,015円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成24年度	2,550円	平成25年度	40,800円	平成26年度	157,200円	平成27年度	159,820円	平成28年度	189,950円	平成29年度	204,360円	平成30年度	209,600円	令和元年度	224,010円	令和2年度	232,650円	令和3年度	229,500円	令和4年度	243,525円	令和5年度	244,450円	令和6年度	237,600円	計	2,376,015円	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公用車に設置してあるカーナビゲーションシステムについて、担当課においてテレビ放送を受信できることを認識していなかった。 2 1の理由により、放送法で規定する受信契約の締結及び総務部総務課が取りまとめる「テレビ等受信機設置状況票」による報告を行わなかった。 <p>(処理状況) 1 令和7年3月14日 総務部総務課からの照会を受けて調査したところ、所管する公用車のうち18台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることが判明した。 なお、18台について、緊急時の情報収集等のためテレビ放送受信が必要であることを確認した。</p> <p>2 未払いの受信料について、総務部総務課において令和7年8月29日に支払いを完了した。</p> <p>(今後の対応) 今後の事務については、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者は、毎年度のテレビ放送受信可能機器の設置状況について、「テレビ等受信機設置状況票」により取りまとめ、管理職員の確認を受ける。 また、主管課は、「公用車管理一覧表」で部内各課のテレビ放送受信契約を取りまとめ把握する。 2 新たにカーナビゲーションシステムを導入する場合は、テレビ放送受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できない仕様とする。 3 管理換えなどにより他所属から公用車を受け入れる場合は、担当者及び管理職員の複数体制でテレビ放送の受信可否を十分に確認する。テレビ放送を受信できる場合は、受信の必要性を検討し、不要である場合は、受信できないよう撤去等の措置を講じ、再発防止
年 度	金 額																														
平成24年度	2,550円																														
平成25年度	40,800円																														
平成26年度	157,200円																														
平成27年度	159,820円																														
平成28年度	189,950円																														
平成29年度	204,360円																														
平成30年度	209,600円																														
令和元年度	224,010円																														
令和2年度	232,650円																														
令和3年度	229,500円																														
令和4年度	243,525円																														
令和5年度	244,450円																														
令和6年度	237,600円																														
計	2,376,015円																														

及び経費削減に努める。

- 4 監査対象機関 保健福祉部
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年10月17日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 補助金等の額の確定における審査等が不十分だったことにより、補助金等を過大に交付しているものがある。</p> <p>「事実」 福島県病院事業管理者に対する補助金等の額の確定において、実績報告書の審査等が不十分だったことから、補助金等182,066,327円を過大に交付している。</p> <p>1 福島県立病院事業費補助金 正交付額 619,603,537円 誤交付額 798,470,828円 過払額 178,867,291円</p> <p>2 福島県立病院事業費負担金 正交付額 3,917,244,628円 誤交付額 3,920,443,664円 過払額 3,199,036円</p> <p>「是正又は改善の意見」 補助金等の額の確定に当たっては、チェック体制を強化すること。</p>	<p>(原因) 要綱に沿った額の確定に係る手続きを行っていたが、報告様式の内容確認が不十分であった。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和7年7月、病院局に対し、補助金等を過大に請求した原因について聴き取りを行った。</p> <p>2 令和7年9月、病院局に対し、福島県立病院事業費補助金等交付要綱別表にある各項目について、積算方法や根拠資料の内容について、確認を行った。</p> <p>3 修正後の補助金実績報告書の提出と、修正後の補助金実績報告書に基づく年度内の過大計上分返還を指示した。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>1 これまでの実績報告様式に加え、補助金等の各項目が福島県立病院事業費補助金等交付要綱別表の交付基準に合致しているか、追加資料の提出を求める。</p> <p>2 追加資料を基に病院局に聴き取りを行い、適正な交付額となるか確認する。</p> <p>3 さらに、前年度実績及び最終予算との比較を行い、おおむね20%以上の増減が見られた項目についてはその理由及び積算根拠について明示を求め確認を徹底する。</p>
<p>「指摘事項」 年金の支払時期が著しく遅延し、県に損害を生じさせたものがある。</p> <p>「事実」 年金受給権者Aに係る福島県心身障害者扶養共済制度年金給付保険金について、毎年3月、7月及び11月に年金を支払うべきところ、心身障害者扶養共済システムへの登録を失念し、支払わなかった。そのため、平成26年12月分から令和6年7月分までの元金2,320,000円を令和6年11月15日に支払うとともに、令和7年3月24日に遅延損害金432,168円を支払っている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 年金の支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>(原因) 年金受給権者Aに係る平成26年度の現況届が年度末時点で未提出であったため、心身障害者扶養共済システムで年金差し止め処理を行った。その後、平成30年度に現況届が提出されたが、システムの差し止め解除の処理を失念し、年金未支給の状態が続いた。</p> <p>現況届提出時における受給者名簿の整理及び年金支給に係る支出命令書決裁時の確認が組織として十分でなかったことが原因である。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和6年9月中旬 差し止めを開始した時期を財務会計システムの支払データにより確認し、未払額を把握するとともに、保険契約締結事業者から送付される受給者の一覧表、心身障害者扶養共済システム出力データ及び担当者確認用データを突合し、他に同様の事例がないことを確</p>

	<p>認した。</p> <p>2 令和6年10月末 事務処理手順を見直すとともに、担当者だけでなく複数の職員及び管理職員による確認を徹底するよう担当ライン内で共有を図った。 (今後の対応)</p> <p>1 担当者は、現況届を受領した際は、現況届の内容が心身障害者扶養共済システムに反映されていることを確認した上で保険契約締結事業者は報告するとともに、年金支給時には、従来の心身障害者扶養共済システム出力データと支払時の確認名簿の突合に加え、保険契約締結事業者から送付される受給者の一覧表とも突合し確認を徹底する。</p> <p>2 1の報告時及び年金支給に係る支出命令書決裁時には、担当者だけでなく複数の職員により反映漏れ等がないか確認を徹底するとともに、管理職員は、上記が適切に行われていることを添付書類により十分に確認する。</p>
<p>「指摘事項」 内部統制が機能しておらず、県に損害を生じさせた事務手続がある。</p> <p>「事実」 県が法定受託事務として行う国費会計に係る事務手続について、組織内のチェック体制が整っていなかったため、甲市に対する令和5年度の国庫支出金2,562,000円が支出期限である令和6年4月30日までに支払われず、令和7年4月10日に県から甲市に対する賠償金として国庫支出金相当額2,562,000円を支払っている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 国費会計に係る事務手続に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>	<p>(原因) 担当者の国の会計制度に対する認識不足により、国の出納閉鎖日が4月末であるとの認識を欠いていたこと、また、事務処理が必要な事案が担当ライン内で共有されておらず、さらに管理職員による事務の進行管理と組織的なチェック体制が十分でなかったことが原因である。</p> <p>(処理状況) 事案発覚後は、令和6年8月下旬に国費会計事務処理のフローに沿ったチェック表を作成し、必要な作業の都度、管理職員まで確認を行うこととしている。 また、令和7年度の関係する市の事業実施の有無については、令和6年11月25日に関係する市に直接連絡し事業がないことを確認した。 なお、令和7年1月24日開催の国費会計事務説明会へ担当者を出席させた。 (今後の対応) 国費会計システム操作説明会(財務省会計センター主催)、国費会計事務説明会(出納総務課主催)、国費事務説明会(保健福祉総務課主催)等の研修参加等により国費会計事務に関する担当者の理解をさらに深めるとともに、国・関係する市と連絡を密にし、対象案件の把握及び情報共有を行う。 また、国から发出された国費会計に係る通知等は担当ライン・管理職員への回覧決裁による情報共有を必須とし、チェック表の活用による複数体制での事務の進捗管理を徹底することで再発防止に努める。</p>

「指摘事項」

報酬、報償費及び旅費の支払時期に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

- 1 令和6年4月から同年11月までに開催した福島県指定難病審査会の委員27名分の報酬について、審査終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。

審査日

4月分

令和6年4月30日～同年5月21日

5月分1回目

令和6年5月15日

5月分2回目

令和6年5月23日～同年6月7日

6月分

令和6年7月1日～同年7月16日

7月分

令和6年7月31日～同年8月19日

8月分

令和6年8月29日～同年9月18日

9月分

令和6年10月2日～同年10月22日

10月分

令和6年11月5日～同年11月14日

支払日 令和7年3月10日

報酬額 1,291,800円

- 2 令和6年度福島県災害派遣福祉チーム員養成研修に係る講師9名分の報償費及び旅費について、研修終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。

(1) 基礎研修

実施日 令和7年1月28日・29日

支払日 令和7年5月20日

報償費額 139,100円

旅費額 63,435円

(2) スキルアップ研修Ⅰ

実施日 令和7年2月5日・6日

支払日 令和7年5月20日

報償費額 148,400円

旅費額 42,185円

「是正又は改善の意見」

報酬、報償費及び旅費の支払に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(原因)

- 1 審査会終了後、担当者が支払事務に着手しないうちに、他の業務が複数重なり、支払事務が滞ってしまった。他の職員や管理職員においては、審査会の開催通知（書面開催）に係る発議書の決裁をする中で、支払事務が生じる可能性があることを認識していたが、課内打合せ等では声掛けにとどまり、チェック体制が十分に機能していなかった。

- 2 担当者が研修終了後、支払事務を完了させないうちに令和7年3月末に異動となったため、後任者に対して「令和7年4月当初に対応が必要な業務」を引継書とは別に引き継いだ。

後任者は、令和7年4月下旬に支払事務に着手したが、支給対象者から提出された書類に不備や修正箇所があり、修正依頼等に時間を要した。

また、管理職員においては支払事務が滞っていることを把握しておらず、担当者に対する声掛けをする等を行っていなかった。

この結果、研修実施から支払まで3か月以上の期間を要した。

(処理状況)

- 1 令和7年4月上旬

事案発生後、セルフチェック表を見直した。また、審査会開催を依頼する発議の際にセルフチェック表を作成して支払があることを認識することと、終了後速やかに事務処理をすることとを担当者と管理職員が相互にチェックすることとした。

令和7年4月下旬

毎月担当ラインの打ち合わせを行い、それぞれの事務進捗状況を確認し合うこととした。

- 2 令和7年5月8日に他にも支払漏れや支払遅延がないか、他の職員とともに令和6年度に実施した研修と支出命令書の突合による確認を実施した。

(今後の対応)

- 1 審査会の終了後、管理職員は報酬等の支払が適切に行われているか、上記処理状況1により確認するとともに、四半期ごとに予算執行状況の確認を行う。

毎月15日までに審査会の発議を行い、審査会委員から提出された審査結果を翌月15日までに集約し、当該月の末日までには支払処理を行うよう年間スケジュールを明確化し、担当ライン及び所属内で共有する。

- 2 担当者は研修終了後、速やかに支払事務に着手するとともに、異動により担当者が代わる場合は、前任者におい

	<p>て事務を完了させる。前任者において事務が完了していないものについては、引継書に記載させ、管理職員と引継書を共有し、管理職員が該当事務に係る関係書類と引継書を突合して事務の完了を確認する。</p> <p>また、支給対象者（講師等）に対して記載例を提示するなどして、円滑な支払事務につなげる。</p> <p>さらに、新たにチェックシートを作成し、会議や研修等（以下「会議等」という。）を実施する場合において、会議等の開催通知の起案時に発議書を添付して報償費及び旅費の支払予定を確認する。加えて、担当者は写しを担当主任主査及び管理職員に提出し、管理職員は会議等開催後に報償費及び旅費の支払事務をいつ行うのか（行われたのか）を担当者に声掛け又は関係書類を突合して確認を行う。</p>
<p>「指摘事項」 補助金の額の確定における審査等が不十分だったことにより、補助金を過大に交付しているものがある。</p> <p>「事実」 福島県病院事業管理者に対する補助金の額の確定において、実績報告書の審査等が不十分だったことから、補助金615,000円を過大に交付している。</p> <p>1 双葉地域公設医療機関等整備支援事業 正交付額 166,109,000円 誤交付額 166,608,000円 過払額 499,000円</p> <p>2 双葉地域二次医療提供体制確保事業 正交付額 1,226,939,000円 誤交付額 1,227,055,000円 過払額 116,000円</p> <p>「是正又は改善の意見」 補助金の額の確定に当たっては、チェック体制を強化すること。</p>	<p>（原因） 福島県病院事業管理者が提出した実績報告において、貸倒引当金の貸倒引当率の算定誤りにより、過大計上があった。実績報告の確認については、福島県病院事業管理者から提出のあった事業整理表と総勘定元帳の突合をし、実支出を確認しているが、提出書類からは、貸倒引当率が異なっていて、過大計上となっていることを確認・指摘することは困難だった。</p> <p>（処理状況） 令和7年7月に、福島県病院事業管理者から概要の説明を受け、福島県病院事業管理者に対し、過大計上となった経費とその金額及び根拠資料の提出を求めるとともに、修正後の補助金実績報告書を提出するよう指示した。</p> <p>加えて、修正後の補助金実績報告に基づき、年度内に過大計上分の返還をするよう指示した。</p> <p>（今後の対応） 福島県病院事業管理者から提出された実績報告書類を審査する際に、担当者への聴き取り及び積算資料の提出等を通じて、貸倒引当率の確認を併せて行う。</p>

5 監査対象機関 商工労働部
監査対象年度 令和6年度
監査実施年月日 令和7年10月15日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は、以下のとおりである。</p> <p>担当者及び管理職員が、携帯電話及び</p>

平成28年4月9日から平成29年1月6日までに購入した携帯電話4台、令和4年1月27日に公用車5台に設置したポータブルカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

年 度	金 額
平成28年度	31,440円
平成29年度	31,440円
平成30年度	31,440円
令和元年度	31,440円
令和2年度	31,020円
令和3年度	43,350円
令和4年度	107,100円
令和5年度	99,750円
令和6年度	92,400円
計	499,380円

「是正又は改善の意見」

契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

ポータブルカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかった。

(処理状況)

令和7年8月29日、未払分499,380円について支払い済み。

また、受信機器に係る処理状況については以下のとおり。

- 1 携帯電話
4台とも令和7年7月10日にテレビ受信機能のない機種へと変更し、受信契約を終了した。
- 2 カーナビゲーションシステム
テレビ放送受信機能のない機種4台を令和7年7月4日に購入し、既存機器5台は令和7年7月24日に処分し、受信契約を終了した。

(今後の対応)

受信契約及び受信料の支払事務について、以下のとおり対応する。

- 1 毎年、担当者及び管理職員が、所属で保有する機器のテレビ放送受信状況について確認を行うことでチェック体制を強化し、適切に機器の管理を行っていく。
- 2 携帯電話やポータブルカーナビゲーションシステムの導入時や他部局から受け入れる場合、また、カーナビゲーションシステム付の公用車を他部局から受け入れる際は、テレビ受信機能がない機器、車を選定する。
- 3 やむを得ず受信機能がある機器を受け入れる際には受信できないよう、撤去等の措置を講じる。
- 4 担当者が異動する際は、テレビ放送受信可能機器の管理状況と、機器を更新する場合はテレビ放送受信機能がない機器を選定することを引き継ぎ、再発防止及び経費の削減に努める。

6 監査対象機関 農林水産部
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年10月14日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 収入調定事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和7年5月8日付けで補助金執行額の確定通知があった一般社団法人甲の補助金について、直ちに減額調定を行うべきところ、令和7年度に繰り越し、同年6月1日付けで減額調定している。</p> <p>補助金交付決定額 65,250,000円 補助金確定額 52,500,000円 減額調定未処理額 12,750,000円</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林総務課は、事業担当課からの交付(変更)決定の書類を元に収入調定処理を行うが、事業担当課との補助金額の変更内容の情報共有や進捗管理が不十分であった。 2 補助金額確定後の減額調定について、農林総務課内の情報共有が不十分だったため、事務処理が行われなかった。 <p>(処理状況)</p>

「是正又は改善の意見」
収入調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

令和7年9月9日に、農林総務課予算担当職員を対象とした、収入調定事務の基本的事項や収入未済の管理等に関する収入事務研修を実施し、本事例を周知した。

(今後の対応)

今後の事務については、以下のとおり対応する。

- 1 農林総務課と事業担当課は、交付決定等の情報共有を密に行い、調定及び収入等の状況を財務会計システムにより確認するなど進捗管理を徹底し、チェック体制を強化する。
- 2 収入事務研修を実施し本事例や関係規程等の理解を深めることで、農林総務課内における情報共有及び補助金管理簿等を活用したチェック体制を強化する。

(監査総務課)